

## 令和 8 年度渋谷区ふるさと納税を活用した認定 NPO 法人支援事業募集要項

渋谷区ふるさと納税を活用した認定 NPO 法人支援事業の対象となる団体（以下「対象団体」という。）を指定するにあたり、下記のとおり対象団体を募集いたします。

### 記

#### 1 事業名

渋谷区ふるさと納税を活用した認定 NPO 法人支援事業

#### 2 事業内容

渋谷区ふるさと納税を活用した認定 NPO 法人支援事業実施要綱のとおり

#### 3 対象団体

渋谷区内に主たる事務所又は従たる事務所を有する認定 NPO 法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）1 年以上の継続的な活動実績がある団体であること。
- （2）法令に違反する活動、公序良俗に反する活動等を行っていないこと。
- （3）定款、規約等を備えていること。
- （4）法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に渋谷区暴力団排除条例（平成 23 年渋谷区条例第 23 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者に該当する者がいないこと。
- （5）特定非営利活動促進法第 29 条に規定する事業報告書等を毎事業年度 1 回、所轄庁に提出していること。

#### 4 申請受付

##### （1）受付期間

令和 8 年 8 月 7 日（金）から令和 8 年 8 月 28 日（金）まで

##### （2）提出書類

- ① 渋谷区ふるさと納税を活用した認定 NPO 法人支援事業指定申請書兼誓約書（別記第 1 号様式）
- ② 認定 NPO 法人の活動状況（別記第 2 号様式）
- ③ 定款、規約等

##### （3）提出方法

「10 問い合わせ先・提出先」に記載のメールアドレスあて提出

##### （4）対象団体の指定

渋谷区ふるさと納税を活用した認定 NPO 法人支援事業指定申請書兼誓約書（別記第 1 号様式）の提出があった団体について審査を行う。対象団体として指定する場合、

渋谷区ふるさと納税を活用した認定NPO法人支援事業指定決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

## 5 審査方法・審査基準

### （1）審査方法

提出書類により書類審査を行う。

### （2）審査基準

「3 対象団体」の要件に基づき審査を行う。

## 6 スケジュール

|                           |                             |
|---------------------------|-----------------------------|
| 対象団体募集                    | 令和8年8月7日（金）から令和8年8月28日（金）まで |
| 対象団体の指定                   | 令和8年8月下旬から令和8年9月上旬まで        |
| ふるさと納税サイト掲載準備             | 令和8年9月上旬から令和8年10月中旬まで       |
| ふるさと納税サイト掲載<br>（ふるさと納税期間） | 令和8年10月中旬から令和8年12月まで        |
| 支援寄附金交付申請書の提出             | 令和9年1月から令和9年3月まで            |
| 支援寄附金の交付決定                | 令和9年1月から令和9年3月まで            |
| 支援寄附金の交付                  | 令和9年2月から令和9年5月まで            |
| 支援寄附金の活用状況報告書の提出期限        | 支援寄附金を活用した事業年度終了後3か月以内      |

## 7 支援寄附金の活用状況報告書について

### （1）提出書類

- ① 渋谷区ふるさと納税を活用した認定NPO法人支援事業支援寄附金活用状況報告書（別記第7号様式）
- ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条に規定する事業報告書

### （2）提出期日

支援寄附金を活用した事業年度終了後3か月以内

### （3）支援寄附金の活用状況の周知について

支援寄附金の活用状況については、自身のウェブサイト等により、広く周知を行ってください。

## 8 返礼品について

- （1）対象団体の希望により、渋谷区外に住所を有する寄附者に対し、返礼品を送ることができます。ただし、返礼品は渋谷区が定める返礼品基準に適合するものとし、返礼品の制作、手配、発送等に要する一切の費用は対象団体が負担するものとします。
- （2）各対象団体が設定できる返礼品は20品までとし、寄附額10万円以下のものとし、また、渋谷区デジタル地域通貨ハチペイを返礼品として設定することはできません。

## 9 その他

- (1) 対象団体として指定を受けた認定 NPO 法人は令和 8 年 9 月上旬から令和 8 年 10 月中旬にかけ、区と協力し、ふるさと納税サイト掲載準備を行っていただきます。画像等の提供をお願いいたします。
- (2) ふるさと納税サイトには、どのような目的（プロジェクト）で寄附を募るかを、対象団体ごとに掲載します。ただし、支援寄附金交付予定日（令和 9 年 2 月～令和 9 年 5 月）より前に完了するプロジェクトを掲載することできません。
- (3) ふるさと納税サイトに掲載するだけでは多くの寄附金は集まりません。貴団体にて適切な広報活動をお願いします。

## 10 問合せ先・提出先

〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1 渋谷区役所7階

区民部地域振興課 協働推進主査

TEL：03-3463-1630（直通） Mail：sec-kyodo@shibuya.tokyo